

第 5 回

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和5年6月28日

忠 岡 町 議 会

ごみ処理施設調査特別委員会（第5回）会議録

日 時 令和5年6月28日（水）午前11時09分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

委員長	前川 和也	副委員長	河野 隆子
委員	河瀬 成利	委員	今奈良幸子
委員	小島みゆき	委員	二家本英生
委員	是枝 綾子	委員	松井 匡仁
委員	三宅 良矢	委員	尾崎 孝子
委員	勝元由佳子		
オブザーバー	北村 孝	議長	

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長	新城 正俊		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（前川和也議員）

それでは、ただいまより忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会、5回目の調査特別委員会を開会いたします。

（「午前11時09分」開会）

委員長（前川和也議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

また、本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立しております。

委員長（前川和也議員）

なお、会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、6番・是枝委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

全員協議会に続きまして、引き続きごみ処理施設の特別委員会を早速開いていただきまして、ありがとうございます。担当課のほうからしっかりと説明させていただきますので、どうぞよろしくご協議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

それでは、案件1. 中継施設実施協定及びし尿処理施設等解体撤去工事の概要について、お手元に配布しております資料に基づき、理事者より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

皆さん、おはようございます。それでは、本日は事前に配布させていただいております資料1と2を用いて、先般、3月24日に実施いたしました第4回ごみ処理施設調査特別

委員会以降の本事業の進捗について、ご報告させていただきます。

まずは、前回のご報告で触れておりました（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業検討委員会につきまして、先般、4月12日に第1回検討委員会を開催いたしました。本年度の事業スケジュールや直近で行うべきことなどについて調整を行うとともに、中継施設実施協定の内容について、双方の合意形成を行いました。その後、軽微な文言の修正等を行いまして、前回ご報告させていただきました（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に基づく中継施設実施協定として、令和5年4月24日に協定締結を行いました。事前配布の資料1は、実際に締結された中継施設実施協定の写しでありまして、協定名にあるとおり、し尿処理施設解体撤去に関する事、中継施設の整備に関する事、中継施設の運営に関する事、一般廃棄物の外部委託処理に関する事について、必要な事項を定めたものでございます。

協定の概要といたしましては、目次にありますとおり、第1章から第7章までの章立てとなっております。第1章では総則として事業期間や事業の資金調達に関する事などについて定めております。

事業期間については、第4条にありますとおり、し尿処理施設解体撤去事業及び中継施設整備事業が令和5年4月1日から令和6年3月31日、中継施設運営事業及び一般廃棄物外部委託処理事業が令和6年4月1日から令和15年3月31日を予定しております。また、第8条において、事業用地の取扱いについて定めておりますが、中継施設の運営が開始する令和6年4月1日から運営終了日までの期間、有償にて普通財産の貸付けを行うこととしております。

続きまして、第2章では、既設解体及び中継施設整備事業に関する事を規定しております。完成する建物はSPC所有のものとなりますが、町としましても既存施設を利用するものの、安全や施設の運用における安全性を確認する必要があることから、工事計画ができた段階、設計ができた段階、施工計画書ができた段階において、それぞれ町の確認を受けることなどについて規定しております。

続く第3章では、施設が完成した後の施設の運用について規定しておりますが、中継事業期間内においても施設内に資源ごみの選別装置を設置するなど、途中で運用が変わることが想定されますので、中継事業期間全体を通した長期事業計画を提出することを規定するとともに、当該長期事業計画に基づいた毎年の事業計画についても町に提出を求めることを予定しております。

また、第4章は委託費の算出と支払いということで、ここでは中継事業期間において基本となる委託費用を想定しております。第27条第1項に定めるとおり、運搬費と処分費に分けた上で、ごみ種別ごとの委託単価を設定しております。第2項の表中、可燃ごみの処分費用3万5,000円の中には、し尿処理施設の解体撤去費用が含まれておりますが、それを差し引いても他市の委託相場と遜色はないものと考えております。続く第28

条では、委託費の支払いについて規定しておりますが、第2項では先ほどの可燃ごみの処分費用に含むし尿処理解体撤去費用に関して、工事が完了した時点で当初想定した費用に増減が生じた場合、単価の見直しを行う旨を定めております。また、第3項においては、本中継事業は令和15年3月31日までを想定しておりますが、その期間に変更が生じた場合、解体費用の支払いに過不足が生じることが想定されますので、同じく単価の見直しを行う旨を定めております。

そして、第5章では、事業実施によるリスク分担ということで、天災や法令変更など事業を通して影響するリスク、第2章の既設解体及び施設整備に関連するリスク、第3章、施設の運用に関連するリスクなど想定される様々なリスク要因に対してリスク分担を定めております。

また、第6章、第7章では、そのほかの事項や雑則について記載しておりますが、第32条においては、企業の経営状態を把握し、公開することを前提に財務書類等を提出することを規定しております。また、第34条では、相手方の事情により本協定が解除となった場合においては、SPCの親会社である大栄環境株式会社またはその子会社により、本協定に定める額において一般廃棄物の運搬処分及び再生利用を行うことを定めております。

現状では、本協定に基づいて既設解体に係る施工計画書が提出され、し尿処理施設解体撤去工事を実施しているところでありまして、その概要について資料2をもってご説明させていただきます。

まずは、工期についてであります。資料上段に記載のとおり、令和5年5月22日から令和5年8月31日でありまして、資料の航空写真において赤色で色塗りしておりますし尿処理場敷地内において、一部建屋を解体しております。資料の写真は6月21日時点のものであります。なお、おむね建屋の解体が終わっている段階でありまして、次のページに工事の工程表がございますが、上から4行目、躯体解体工事、5行目の同上基礎撤去の工程予定から分かりますとおり、多少予定より先んじて進捗していると言えます。

資料3枚目、4枚目には、解体工事の全体計画と対象建物が分かる配置図をおつけしております。最終、外構撤去から整地までを8月末までに実施し、以降、年度を通して中継施設の建設を行うこととなります。中継施設については、次年度以降の積替え業務を安全かつ効率的に行う必要があるため、SPCと調整を進めておりますので、ご報告できる段階になりましたら逐次ご報告させていただきたいと考えております。

以上、第4回ごみ処理特別委員会後の本事業の進捗について、概要をご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（前川和也議員）

報告は以上のとおりでございました。それでは、これよりご質疑をお受けいたします。どうですか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっと確認になるんですけども、この実施協定の中の第6条の第2項なんですけども、忠岡町が事業者の本件事業を実施するに当たって、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性があり、事業者から忠岡町に対して支援の要請があった場合には、その支援を事業者が受けることができるよう可能な限りその協力を行うものとするとして書いてあるんですけども、これ、例えば事業者が今、SPCを設立して、そこで運営していくと思うんですけども、それで、もし資金が足らなかつたり資金が必要になった場合というのは、忠岡町がここに書いてるとおり、事業者が支援を受けることができるよう協力を行うとなっているので、忠岡町がその資金にお金を出すということになるんですか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ここの6条の第2項につきまして、ここの趣旨はですね、例えば新施設、焼却施設を建てる際に、エネルギーを生み出すための発電設備を設けたりします。そうした発電設備には国からの補助金が当たったりしますので、そうした事業者が補助金を受けるがためにですね、本町も協力をしていくといったようなことの趣旨の条項でございまして、事業者の資金が足らなくなつて本町が資金をそこに出すといったことは基本的にないというふうに考えております。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、目的は分かったんですけども、その新施設を造るための補助金をもらう、用立てるためのことであつて、これ、契約書自体は中継施設とその整備・運営の実施協定になっているので、新施設とはまた別の話になってくると思うんですけども、それはどうなんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

新施設につきましては、また新たに新施設の実施協定を結びますので、そちらの段階でこのような形の条項が記載されることと考えております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、そうしましたら、この中継施設の実施協定の中で、この6条第2項が使われることというのはほとんどないという考えでいいんですかね。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にはないかなと思っておるんですが、例えば太陽光パネルを空いてる土地に設置をしたりとかして、そうしたところに補助金が受けられるということであれば、それは協力していくということになるかと思えますけども、今のところそうした予定は聞いてないところであります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたらこの事業、今の事業の中では、今のところはあまり使わないかなという形ですね。分かりました。

そしたら、すみません、次に第8条なんですけども、事業用地等というところで、途中から、中略しますけど、「本件土地について、令和6年4月1日から運営終了日までの間、賃借料を忠岡町に支払うもの」となってます。で、ここの土地の部分については、クリーンセンター全体ではなくて、し尿処理場の土地の範囲だけということ認識はよろしいでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今回の貸し付ける部分については、し尿処理を解体し、その施設を使うという、その敷地の部分でございます。敷地を使う部分は、その部分でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

資料2でつけていただいた一番最初の地図、ごみ処理施設とし尿処理施設というところのし尿処理施設の部分が今回当たるということでよろしいですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうなんですけど、クリーンセンター全体の敷地面積については約1万平米ございます。今回、中継施設で実施する貸出し敷地は約2,900平米になろうかと思えますけども、こちらのほうのし尿処理場の部分が、全体が2,900ではございません。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと申し訳ないんですけど、今回この事業用地等で貸出し、賃貸料が発生する面積というのは、実際のところどれぐらいなんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほども答弁しましたけども、約2,900平米でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、この資料2で書いてる地図だけパッと見ると、し尿処理施設が約半分ぐらいありそうな感じではあるんですけども、実際、今回の賃貸料として貸し出す部分というのは、この全体1万平米と言うてた中の2,900だけということですね。分かりました。

一旦終わります。

委員長（前川和也議員）

他の委員さんはいかがでしょう。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今の二家本委員の発言でちょっと気になったんですけど、今の話でいくと、旧し尿処理施設の要は利活用する部分の範囲のみ貸し出す、要は賃料を取るよということでもいいんですかね。2,900平米というのは。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

はい、そのとおりでございます。この中継処理の期間はですね、まず令和6年度につきましては、中継処理に使う建屋ができるわけでございますけども、まだ引き続きですね、資源ごみに関しましては町内業者の業務が引き続き行われます。その後ですね、この新しい中継施設の中で、缶・瓶だとかペットボトルの処理設備が整ったら、この新しい建屋の中で行っていくということなんで、今現在、2,900平米というのは、建屋と建屋の周辺の土地を含めたところが貸出しの土地ということとしております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、その賃貸料に関しては、どれぐらいの金額とかはもう出てるんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

貸付金額についてはですね、今現在、総務課に土地の評価等の算出依頼をお願いしてる
ところでありまして、まだ単価等については算出しておりません。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

次は、8ページの別紙のところの、気になったのでちょっと質問したいんですけど、ち
よっと二家本議員も補助金について発言されてたんですけど、この補助金リスクで忠岡町
が丸がついてる部分なんですけど、例えばなんですけど、発電設備などの補助金を見込ん
でいると。まあ、国が急遽何かできないよというようなことで補助金もらえへんかった
ら、忠岡町がその他の事由により予定していた補助金等が交付されないリスクとして負う
という形で考えたらいいんですかね。具体的なその辺のこのリスクの内容について教えて
いただければありがたいです。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これはですね、国の事情ではなくて、本町の事情により建設が例えば滞ったとか変更にな
ったとか、そうしたところで受ける予定のはずのものが受けられなくなったということ
に関するリスクであるというふうに認識しております。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その下の物価変動リスク、資金調達リスクもなってくるんですけど、一定の範囲を超え
た場合とか、うちとか、まず物価変動リスクなんですけど、一定の範囲内というのは何か
の基準を設けて、その一定の範囲というものを算出してるんでしょうか。設ける予定なん
でしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今、委員おっしゃるように、一定の範囲というところはまだ定めておりません。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

定める予定なんですかね、定めないのか。その令和6年4月1日以降の契約の金額において定めていく予定なのかどうか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にですね、ここに協定に単価が掲載されてるかと思うんですけども、これは毎年見直すというのではなくて、一応長期継続契約的な契約を想定してしまして、これが3年置きなのか5年置きなのか、ちょっとまだそこは設定してないんですが、その期間は基本的にこの単価でいくというふうに考えております。で、その時点でですね、物価の変動、もしくは資材とかの高騰であったりとか、そういうのが生じた場合は、お互い協議して再度設定し直すということにしておりますので、毎年変わるものではないということと、この上昇に係る計算式等を定めてはいないということでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、その単価設定を定める際に、一定の範囲という基準も何か数値的に表して決めることは考えてるんですか、考えてないんですか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは、先ほど言いました3年後か5年後か、そこは双方ですね、お互い膝を突き合わ

せて資料も出し合いながら単価設定を協議していくということになるかと思えます。そのときの物価情勢に応じて、高い金額であれば当然本町はのめませんし、そうしたところで双方が話し合いをして決めていくというふうなことを想定しております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

何か数値的な基準を決めることはないということでもいいんですね。その確認です、あえて。どうなんですかと。委員会なんで。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

特に定めるつもりは今、ないということでございます。そのところはですね、先方も細かく協議して、こういうルールを定めてしまいますと、自動的に単価が上がったりしますんでね、そのところは本町が損にならないように交渉はしていくのかなというふうには思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その在り方については、また今後も話をしていきたいところですけども、じゃあ、資金調達リスクの金利上昇に伴う事業者における資金調達コスト等の増大リスクというの、特段金利が、例えば何らかの金利レートがこうなったら、町としてはこういうような形でという、要はこの金利ぐらいを目安にとかというのは考えてないんですかね。要は、向こうが言うてきたら協議に応じて、こっちが話に応じて、その時その時、協議しますよという形なんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほどの答弁と同じですけども、この長期、3年なのか5年なのかというところですけども、その契約期間の間は上がっても変更はいたしません。その契約期間ですね、3年置きなのか5年置きなのか、その時点でどれだけ上昇したのか、それはお互いデータを出し合いながら金額を設定していくというような形になることを想定しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

こちらとしたら、その3年から5年の契約期間は、でもそこがね、この前のこども園のあれと一緒に、想定しない三十何%上がったからとか出てくるわけじゃないですか。で、基本的に今の部長のお話ですと、変えないということなんで、そこがどこまで守られるものなのかという。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これはこの年度末なのか年度当初か分かりませんが、契約をいたしますので、その契約の中で担保していくというふうに考えております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

だから、その上がらないという担保が、要は話合いという言葉だけで終わるのかという。要は、信義則だけで、企業と役場の信義則というところだけになるのかということですね。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この実施協定ですね、上限の金額を決めておりますので、これが変わることはないというふうに考えております。その3年後、5年後、委託契約、長期継続契約が終わった時点です、やっぱりその時々状況に応じて話合いをしていくということになるかと思えます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、何か変動幅の上限は設けるということですか、契約のときに。今、上限とおつ

しゃったんですけど。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

上限というのは、今、実施協定に載ってる金額でございまして、これがマックスということになります。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

何度も尋ねるんですけど、その上がることないという担保は企業と役所の信義則にのっったそこだけということですね。もうそれだけということになってくるわけですね、今の話で言うと。そこを互いに誠実に履行していきましょうという法律用語ですけど、信義則にのっってやっていくというだけですね、今の。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員ご指摘のとおりでございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

最後に9ページで、責任及びリスク分担の表で、3の関連のごみ量、ごみ質なんですけど、これは例えばガスボンベが炉の中で破裂しましたとか、何かいろいろ事件が起こるじゃないですか。分別がどうしても中で、要は一般ごみが不徹底で何か炉が傷みましてというのは、これは忠岡町がリスクを負うこととして捉えたらいいんですかね。それとも、要は分別作業は向こうが基本的にチェックするべきことやから、町として持っていったら、そのごみの内容に関しては、例えば変なというか、ガスボンベとかが混じってても、町としては負担することないということなんですかね。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先方との協議の中で、この件について話し合ったわけなんですけど、委員おっしゃるように、ボンベであったりとかリチウムイオン電池であったりとか、それが忠岡町のごみと特定できるもの、特定できた場合は、本町がそのリスクを負うことになります。ただ、持ち込み先の焼却施設で、本町のごみなのか、どこのごみなのか分からない状態で例えば火災が発生したという場合は、本町がその責任を負うことはないということは聞いております。

以上です。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、たまたまそのとき行ったトラックが忠岡町だけやったとして、それをすぐに燃やしました。何か問題が起きたとなったら、忠岡町が賠償すべきということになるということですね。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

忠岡町のごみと特定されてですね、我々もそれを認めたら、我々が責任を負うということになります。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それを防ぐための手法としたら、何かあるんですかね。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

住民の皆様にはですね、ごみの出し方であったりとか、そうしたところを徹底して啓発をしていくということ以外にはないのかなというふうに思います。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

収集時とか、持っていってもらふときのそういうチェックなりというのは、利かすことはできないの。何でかという、それは1回でも起こったらえげつない金額じゃないですか。それを忠岡町の歳費で賄えといたら、忠岡町の何年分のお金が飛んでいくねんという話になってくることになると思うんで、保険が利くというんやったら、それはそれでいいですけど、そこら辺が明確化されてほしいなとは思っています。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これまでの焼却場と違いまして、今回は積替えをしますので、基本的にパッカー車のごみを収集しましたら、この中継施設の特定の場所なんです、そこに1回ぶっちゃけるんですね。その段階で目視で発見されたものにつきましては、その係の者が対応いたします。また、本町の職員も定期的にですね、現場に1名は常駐しておりますので、定期的にごみ質のチェックなんかも行って、そうしたものが発見された場合には適切な対応をしていくということになります。それでも分からないケースについては、先ほど答弁させていただいたとおりということになります。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。結構です。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでございましょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

今回のこの実施協定は、し尿処理場の撤去と、それから中継施設のあれですね、建てる、そういった内容の実施協定なので、その最後のほうのページでつけられているリスク分担の区分表ですね。これはこの中継施設だけに関わった表と理解してよろしいんですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの協定にご表題のとおりの方の事業についてのリスク分担でございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、環境リスクのところなんですけどね、この中継施設というのは、もちろん忠岡町の一般廃棄物ですね。それを一旦集めるところの中継施設ということなんですけど、そこで有害物質の排出とか騒音とか振動、こういった周辺環境の悪化及び自動車というふうに丸がついています。で、積み替えるときに、もちろん手積みじゃないので、前に新城次長がホイールローダーか何かという名前をおっしゃってたと思うんですけど、そういったところで積み替えて、振動とかもあると思うんですけどね。その環境の有害物質の排出というのは、もちろんここで産廃は集めないで、こういった環境のリスクがあるというふうに予想されているんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうはですね、委員ご指摘のとおり中継施設でございます。こちらのほうでごみを燃焼して、ごみを焼いたりすることはしませんので、今言うてるようなリスクという環境的な問題というのは、今、委員ご指摘のとおり、騒音とか、例えば悪臭とか臭気とかというようなものが考えられると思います。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、その悪臭ね、もちろん今でしたらクリーンセンターで焼けるのであれ
なんですけど、これ悪臭というと、夏場はすごいと思うんですけど、どういった建物で、
もちろん建てるだけじゃなくて、中に換気扇つけたりとか、いろいろあると思うんです
が、三重中央開発のほうに持っていくというご説明が前回ありましたけど、その何日分集
めて、どういうふうに、10トン車か何か分かりませんが、どういったふうに運ぶとい
うふうに計画されているんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらの建物に寄せられる主に一般廃棄物、いわゆる普通の一般ごみが集積されます。
それについてですが、その日に集積したごみについては、その日に10トンに積み替えて
ですね、三重中央に持っていくという今の計画でございます。ただ、今、私が言うてるの
は基本的なことでありまして、例えばその分が明くる日になる可能性はあると思うんです
けども、長期間においてですね、この中継施設に滞留しとくというようなことはございま
せん。

それと今、先ほど委員、冒頭で申し上げてました臭気対策はどうするのかというところ
になるんですけど、そちらについての臭気対策についても、そのような臭いを取り除く除
塵機とかいうのは設置する予定でございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

そもそも私たちはこういったのは要らないというふうに、クリーンセンターがあるんだ
から要らないというふうに意見は述べさせてもらっているんですが、もちろん日によって
ね、ごみも少ないときがありますので、毎日持っていくわけじゃないというふうには思
います。ただ、遠い三重中央、伊賀上野でしたかね、そんなところまで持っていく必要があ
るのかというふうには思っています。

それで、さっき新城次長のほうから解体費用がそもそも要らんのかなというふう
にも言われてたと思うんですが、解体費用が委託より今後足されるということなんです
けど、その中継施設というのは、後々自動車を使うのであるんですから、すみません、確
認です。その建物のところは忠岡町の負担でなく、向こうがお金を出すという解釈でよか

ったでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

前回の委員会、そのほかの議会、委員会でもお示ししてるとおりですね、今回、そのし尿処理のいわゆる解体、こちらのほうに係る分の費用については忠岡町が持つようになります。それと、その後に施設を建築する、その分の費用についてはS P Cさん側から負担になるというようなことになっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

ちょっと心配されてたところで、土壌汚染ですね、その点はどうなんでしょうか。今後これ、今、上屋はね、もう壊れてますけど、これからこの土壌のほうは調査されるというふうになってるんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

端的に厳密にですね、し尿処理場の部分についての土壌汚染の調査は行いません。ただし、今現に建っておりますクリーンセンター、こちらのほうを除却する場合ですね、それについては土壌汚染の調査をいたします。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

すみません、さっきちょっと私、聞き漏らしたんかもしれませんけれども、し尿処理施設の解体費用は忠岡町が持つということで、建屋のほうは事業者が持つんですね。それ、

お答えいただけましたか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほど答弁いたしました。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

すみません、分かりました。

それで、そもそもこの三重中央まで毎日10トンに積み替えて持っていくというところで、大変無駄ではないかなというふうには思うんですが、そのガソリン代とか、いろいろ高速代とかあると思うんですが、その点の費用と、それからアセスですね、向こうへ持っていくので。そこら辺はどうなっているのでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にですね、アセスメント、持ち込む量が本町のごみの量であれば、基本的に先方でのアセスは必要ないというふうに聞いております。その前段で言われた運送にかかるガソリン代とか高速代、これは当然かかってきますけども、それについてはこの運搬料、ごみ処理費用の中に含まれているというところでございます。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

ガソリン代とかは含まれているというところでありましてけれども、一番気になるところは騒音であったりとか、悪臭対策ですね。その点で、このリスク分担のところ、事業者というふうに丸がついていますが、このチェックというのはね、どこがするんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

チェックといたしますのか、事業の内容につきましては、委託契約に基づいてですね、我々も監視をいたしますし、事業者側も自主的に管理をしていくということになると思います。このリスク管理では、何かしらこうした問題が起こったときに、どちらに責任があるのか、どちらが主体的にやっていくのかというところを示した資料でございますので、基本的に日常業務については、双方ですね、契約またその会社の規定に基づいて行っていくということになるかと思えます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

中継施設は忠岡町の一般廃棄物を置く施設でありますから、そこはやっぱり忠岡町も責任があるというふうに思うんですね。で、ここに、ですから事業者に丸はついているけれども、やはりいろんなチェック、そこは行政でやらないといけないと思いますので、ここに、分担のところには本町が丸がついてないというところはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

チェックといたしましたら近隣の方々のご相談とか苦情とか、それと職員のほうもそっちに常駐しておりますので、その辺のところで、においがきついなというふうなところになれば、それがチェックになると思います。

それと、こちらのほうの協定の第20条をちょっと見ていただいたらありがたいんですけど、こちらのほうに自己責任及び費用において騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、臭気その他本件の工事が近隣の企業等に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲内で近隣対策を実施するものとする。こちらが事業者でということ、ということを決めております。そちらのほうでこういうような問題があればこちらの協定でくくっておりますので、事業者のほうで対応していただくということになっております。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

河野副委員長。

委員（河野隆子議員）

主体は忠岡町だというふうに思うんです。忠岡町の一般家庭ごみなどを焼くんですから。ですので、やはり分担としては忠岡町も入れておかないといけなかった。これ、協定、結んじゃってますけどね。本町としてもやっぱりリスクはここは分担、ちゃんと負って、やはり適切にそういった状況が生まれたときはやっていただくと、そういったところが大事ではなかったかなというふうには思います。ちょっと最後にご答弁お願いできますか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にこの協定の内容は、これは双方ですね、やはり協力し合いながらこの事業を進めていくということになってございますので、何かしらこういう問題というのは今から出てくるかと思えますけども、その都度、双方が協議をして解決をしていくということになるかと思えます。リスク分担というのはこの協定上、責任の所在を端的にどちらが持つんだということを示しただけの資料でございますので、基本的には双方協議しながら事業というのは行ってまいります。

以上です。

委員（河野隆子議員）

一旦終わります。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。まずこの協定の部分でお聞きしたいんですけどね。先ほど何かリスクの、物価変動の質問あったときに、何か長期継続契約で3年から5年の契約をして、その契約期間中は変動とか、金額の変動ないですよっておっしゃってたでしょう。で、一応この協定期間、15年までですよ。令和15年までなんで、多分3年から5年の契約を何回か更新というか巻き直すというか、しはるんですよ。繰り返すということですよ。で、そしたら1契約期間内は変動しないけども、その更新なり巻き直しの節目のときにはぐんって上がって、また次の契約始まるという、そういう認識で合ってるんですよ。じゃない。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一応、物価もそうですし人件費もそうですし、やはり年々上がったりしますので、変動がありますので、長期継続契約ですかね、その期間が終わった段階で物価の上昇に応じ

て、先方から求めがあったら本町はその内容を吟味をしまして協議をしていくということになっておりまして、上げるということは前提としてはございません。逆に、この10年15年、上げないということであれば、やっぱり先方の経営上にも問題も生じると思いますので、適切な時期に適切な価格を双方協議をして決めていくということでご認識いただけたらと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとよく分かれへんのですが、じゃあ結局、契約期間内でもそういう変動があれば金額上がるというか、あるということじゃないんですか。ちょっとよく分かれへんのですけど。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとその3年、5年というのはまだ決めてないんですが、その間に変えないです、単価は。その更新時期に双方が協議をして同じ単価、当然我々は同じ単価でいってこれという主張をしますし、先方が資料を出してきて「人件費、こんだけ上がってるからこんだけ上げてほしい」といったような交渉が多分あるんだと思いますけども、そこは双方合意ができる点で定まっていくのかなというふうには思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、すみません、繰り返しになって申し訳ないのですが、その一契約が終わった段階の節目のときに見直しということでもいいんじゃないですか。どういことですか。ですよね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのとおりです。で、そこで先方から申し出がなければ同じ金額が続いていくということになります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

でもね、どの工事でも、この間のこども園のこと、三宅議員もおっしゃってましたけど、もうついて回るじゃないですか、今のこのご時世でね。だから、あるという前提ですよ。

で、あとね、ちょっと分からないのが、これ協定ですよ、今回出していただいたのが。で、おっしゃってる委託契約、契約というのをまず直近で、じゃあ、いつ締結始まるんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この予定どおりいきますと、4月1日からこのごみの中継が始まりますので、それまでの間に契約を締結するというふうに考えております。4月1日契約で、4月1日から事業開始というのなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、補正の債務負担を組まなければならないのかなというふうにも思っておりますし、手続上、4月1日契約、4月1日の事業が可能であればそうするかもしれませんが、そこのところはちょっとまだ決めかねてるところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、来年度、令和6年の4月1日開始の、3年か5年ぐらいの1契約になるということなんですね。分かりました。あと。

委員長（前川和也議員）

すみません。ちょっと、12時が近づいてるということで、あとどれぐらい質問のボリューム、あるかなとお尋ねいたします。

委員（勝元由佳子議員）

まだ幾つかあります、私。

委員長（前川和也議員）

たくさんありますか。

委員（是枝綾子議員）

2つ。

委員長（前川和也議員）

2点。じゃあ12時を回ってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あとね、先の話なんですけど、これ、一応令和15年まで、10年間こういう中継施設をやるというところでやってるんですけど、その本格稼動するときにまた実施協定し直すんですよね。じゃないんですか。これはあれでしょう、それまでの実施協定。次の協定は。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほども答弁したかと思うんですけども、新施設のまた実施協定というのはまた結びます。

委員（勝元由佳子議員）

それが大体どれぐらいというか、もう直前。

住民部（谷野栄二部長）

3年、5年先。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そちらについては3年、5年先になるかなと思うんですけども、そちらのほうになぜこれぐらいかかるんだということになりましたら、その環境アセスとか許認可の問題とかということ、1個1個段階をクリアしていかないといけないことがございますので、3年、5年ぐらいはかかるんじゃないかなと思っております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ3年から5年ということは、いや、私が思ってたのは令和15年がこの協定のお尻やから、ぎりぎりにまた協定案というか、こんな内容ですよって、またちょっと議会に出てきたりとか提示があるのかなと思ってたんですけど、結構早い、前段階ぐらいでできるということですね、内容自体は。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この新施設の実施協定は新施設の建設に係る協定を結ばなければいけないので。

委員（勝元由佳子議員）

着工の。

住民部（谷野栄二部長）

だから着工というか、その前の現施設の解体の前に協定を結んで行うということになります。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。じゃあ、すみません、委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。ちょっとよく分かってなかった。そしたらこれ、今、中継施設までの協定でしょう。じゃあ、もしその次、新施設の解体、着工の実施協定あって、またそれ終わったら本格稼働の産廃の協定になるとか、そういう手順、段階なんですね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとまだ正確に定めてないんですけど、実施協定、新施設の実施協定が終わって本格稼働になるときは、これはもう委託契約になるのかなというふうには思います。

委員（勝元由佳子議員）

実施協定ではなく契約ね。分かりました。委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、あとちょっとね、そのSPCというか産廃施設、業者側へのチェック、モニタリングの部分でお聞きしたいんですけど、一応、前お願いしてたようにSPCの法人を忠岡町に法人登記というか所在地していただいているので、そこはよかったんですけど、32条のところに財務書類の提出というところで、一応町のほうに会計関係の報告書を提

出しなければならないというところで書いていただいているんですけど、当初、前の特別委員会のときも町自身がSPCの1メンバー、株主になって内部からもチェックできるようにしてほしいというところで、一応担保が取れたなと思ったから、私はこれ賛成したんですけどね。そこの株主になるところの部分って、今どうなってるんですか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは我々、当初この公民連携事業を考えてる中で、SPC側の財務的なチェックというのは必ず必要だなというふうに思ってたんですね。逆にそれができないと、経営状況が分からないと本町のごみ処理事業も不安定な状態になるというところで、そういう認識をしたのは事実です。で、今回事業者が決まりまして協議をする中で、この財務的な資料については「いつでも見てください」という、そういう対応だったんですね。そうしたこともありまして、いつでも見れる状態であるし、この協定を結ぶことによって、この条項によってその財務関係の資料をこちらが確認できるところが担保できるのであれば、本町があえて株主になる必要があるのかというところが出てまいりまして、株主になるということはお金が必要になりますので、その費用をかける必要があるのかなというところも出てまいりまして、ちょっと方向転換ではないんですが、当初考えていた考えとは少し変わってきてるというところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、そこの株主になる、ならないというところの違いというんですか。同じ財務関係の書類、「いつでも見てください」って業者から言われてるかもしれないんですけど、株主になって自分たち自身が、町自身がここの法人になって中に入るのと、外部で書類チェック、書類を出してもらおうというんですかね、というのと、やっぱり幾分違うと思うんですけど、そこら辺、全く同じなんですか。違うと思うんです。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

株主のその出資の割合にもよるかとは思いますが、我々が考えていたのは数%、1%なのか2%なのか、その辺りかなというところもありまして、それであれば株主総会とか

でこの財務的な資料をいただけるということになるんですね。ただそれが、先ほど答弁させていただいたとおり、この協定によりまして提出というところが担保できておりますので、内容としては同じ内容は担保できているのかなというところで考えているところであります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何か、正直に言うと温度が落ちてきてるなと思います、答弁のトーンが。当初は、株主になるのは数%とか1～2%って今1桁台おっしゃっていたけど、たしか10数%ぐらいでおっしゃってたと思うんですよね。前の特別委員会的时候。そやから、まあまあ内部から調べていただけるものやと思ってて、それで担保取れたなと思ってたんですけど、ちょっと正直、何かトーン落ちてきてるなというのが正直なところですよ。

あと、その財務的な部分以外の運営ですよ。ちゃんとごみの環境的な部分を含めてできてるかというチェックの部分、そこら辺はどうなるんでしょうかね。この32条は財務のチェックしか入ってないんですけど。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これ、中継施設になりますので、そのところは記載がないんですけども、今度、新施設ですね、ごみ焼却施設につきましては、そうしたチェック体制であったりとか、我々がどのように関与していくのかというところは詳細に記載されていくのかなというふうには思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ、中継施設の本稼動するまでですけど、それまでもさっきね、ほかの方おっしゃってみたいに幾分かやっぱり環境的な部分で町のほうも大丈夫かというところはチェック必要やと思うんですけど、そこはもうじゃあ、今回のこの実施協定の中では多分うたわられてないと思うんですけど、全くないというんか、チェックどうしはるおつもりなんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

確かにごみを一旦積み替えますので、その臭気は出るかと思うんですけども、基本的に建屋の中での作業ですし、新城次長言いましたように活性炭脱臭装置といいまして、換気扇で臭いを取る装置もつけていただくことになっております。また、ごみ収集車が出入りするときに入り口が開けっ放しでありますと臭気が漏れたりするんですけど、高速シャッターといいまして、もう数秒でシャッターが上がって下りるといふ、そういった設備もつけていただけるといふふうに聞いておりますので、可能な限りの防臭対策というものは今回できているのかなというふうに思います。

それに加えまして、先ほど言いましたとおり職員が1名常駐いたしますので、定期的に臭気であったりとか作業内容であったりとか、そうしたところはチェックを行って、適切でない部分については指導していくということになるのではないかといいふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一番問題なのは多分本格稼働してからになると思うんで、中継のところは一応、最低限度というか、当たり前の環境基準のところはクリアしていただけたらと思います。取りあえず終わります。

委員長（前川和也議員）

では、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、まず、そしたら5ページのところの第4章の委託費の算出及び支払いのところ、この表が出てましてね。運搬に要する費用が第1号の費用で、で、こちらの第2号のほうが処分と再生利用に要する費用ということで出てるんですけども、内訳ですね。積算というか内訳がどうなってるのかと。それは先ほど説明にもありましたし尿処理場の撤去の費用がここに入っているとおっしゃっておられましたので、その撤去の費用が、例えば可燃ごみの3万5,000円ね。1トン当たり3万5,000円、これのうち何ぼがそのし尿処理場の撤去の費用が何ぼで、で、処分の費用とか、再生はないと思うんですけどね。一般家庭ごみね。そういう内訳についてちょっと教えていただきたいのと。

で、近隣と比べても、その処分費用かな、何かが変わりません、遜色ありませんとか何か言っただけだったので、近隣って、忠岡と同じような、こんなことをしてるとこってあるのかなというところで、どこと比べて遜色ないとか言うてはったんかというのをちょっと

と教えていただきたいんですが。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうで、金額なんですけど、こちらの単価につきましては本町のごみ量を乗じて第3回特別委員会においてでも費用の想定をお示ししていたところなんです。で、こちらのほうの費用につきましては向こうの提示していただいたという金額になっております。それについての積算をこちらがしたわけではありませんので、この提示していただいた金額をもって、この金額であれば安価で処理できるだろうということが判断されましたので、この金額についての積算根拠というのは私どもは知りません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

向こうが提示してきた金額というのが妥当なのかどうかというチェックというのはやっぱり必要だと思うんですけども、想定してたね、去年の8月ぐらいにいろいろ想定してた、それよりも安いからまあいいやというふうなことでは、やっぱりこれ町民の財産というかね、税金からこれ負担していくんやから、そこはきちんと説明できるね。向こうが言うた金額ですって言って、内訳というのが示されていてるんやったらそれを出していただきたいんです。ばくっと3万5,000円じゃないと思います。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは処理する企業側も一定、処理料金というのを持っていてございまして、我々、チェックがどうという話があったんですけども、これは他市町で処理している料金も比較とかしながら著しく高くないとかですね、そうしたところを確認しながら設定しておりますので、そのところはちょっとご理解お願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら他市町が、他市町というのは同じこういうパターンでやっているところとの他市町との比較なのか、それとも広域なりで単独なりでやっているその同規模レベルなのか大阪府下の平均なのか、ちょっと分からない、どこと比べて変わらないとおっしゃっているのでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その単価につきましては、このSPC側が持ち込むところに搬入している自治体の単価ですね。ですから、近隣とかではなくて、我々と同様の処理をしているところの自治体の単価のところはチェックはしております。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

SPC、言うたら大栄環境さんみたいな産廃のところに、自治体ですね、委託して運んで処理してもらっているという自治体と比べてということですかね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

はい、比較検討はそのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、あまりね、この大阪府下ではあまりないと思うんですけども、どことどこと忠岡町は比較をしたのか。比較対象になっている自治体というのでしょうか、どこと比較されたのかというのを教えていただきたいんですが。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは各自治体の契約の単価になりますので、差し控えさせていただきますけども、三重中央に持ち込んでる自治体というのは複数ございまして、そこの単価というところをお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

三重中央開発に持ち込んでいるところの自治体名というのは、教えていただけないんですかね。そこと比較をしたということなので、忠岡町は。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは私ところが発信する情報じゃないので、ちょっと説明するのは差し控えたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

行政は知っているけれども、私たちはどこの自治体が三重中央開発に持ち込んでいるかというのを知らないし、それは、幾らでやってて、妥当やというふうに町が判断したからですと言うけど、でも、資料ないということで、非常にそれで妥当ですというふうに議会が言えるのかということなので、三重中央開発に処理している処分費というのが、決まった金額があるということであれば、その金額をお出しいただけたらいいんですけど。運搬料は自治体によって遠い近いがあるので違うと思いますが。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは、処理を委託する自治体と受け入れる企業側で決める単価でございますので、そのところは公表されているものでもございませし、逆にそれを公表することによって、その企業側の公平な競争にちょっと害になることもございますので、そうした意味でも差し控えたいということで申し上げているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは、その三重中央開発に持ち込んでいるところの自治体の委託費の単価というのは、統一ではなく、まちまちだということですかね。ということですね。統一の単価があるというものでないということであれば。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは個々、契約によってまちまちかなというふうには思うんですが、私たちが申し上げたのは、企業側として処理するのに大体1トン当たり幾らという単価というのは、企業側が持ち合わせているというところを申し上げただけで。個々の単価は双方が協議をして決めているというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

単価については企業側が決めた提示の分で、それが忠岡は高いと思わなかったから一応そこでしたという結論、平たく言えばそういうことだということなんですね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そうではないですね。今までこの公民連携方式と広域委託、そしてクリーンセンターを継続した場合と、その単価比較する中で、本町のごみ処理にかかる費用がどうなるのかというところは今までご説明させていただいたところですけども、その総額が抑えられているというところで、この公民連携方式が優先事業方式となったわけでごさいますので、この1単価をもって決めたわけではないということでもありますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

根拠となるのが単独でいった場合と、それで公民連携でいった場合という、その辺り、そこを根拠にしているということだということですね。ちょっとどこまでいっても、これ

ちょっと出てこないという数字なので。あえてちょっと1つ申し上げたいのは、処分費用に上乗せして、し尿処理場の撤去費用が上乗せされているということで、そのし尿処理場の撤去の費用って幾らだったのかということは、忠岡町の施設である財産ですね。それをなんぼで撤去したのかということについては明らかにしていただかないと、その分は上乗せされてるよということですので、それは処理単価じゃないですよ。三重中央開発の。ということなので、それはちょっとお幾らだったのかと。幾らで。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの提案にあった時期に、こちらのほうのし尿撤去の費用については2億円と提示がございました。基本はその2億円というのがベースになっております。ただし、今解体工事しておりますので、その金額については変動する可能性がございますので、端的に言いましたらこの3万5,000円の中には2億円の分の、2億円相当に当たる金額が入っていると認識していただいたら結構だと思います。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

ちょっと待ってください。12時10分を過ぎまして、もう少しであればこのまま続行で最後まで行きますけれども、どうでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

私はいいですよ。10分以上にはなりません。

委員（松井匡仁議員）

まだ何かあるの。昼、終わって。

委員長（前川和也議員）

全協の議員間協議が。

議長（北村 孝議員）

全協が長い。

委員（松井匡仁議員）

全協、長いんですか。

委員長（前川和也議員）

理事者の皆さん、どうですかね。

町長（杉原健士町長）

あと10分や。あと10分もかからへん。

委員（是枝綾子議員）

私は2つで、今2つ目の。解体費用のことが2つ目やから、2億円で、その2億円についてちょっとまた。

町長（杉原健士町長）

それなら端的に。

委員（是枝綾子議員）

端的に。

委員長（前川和也議員）

続行します。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2億円というふうに言われてて、2億円よりも、まあ相当ということなので実際にどれだけ、2億円かからなかったりした場合もあるかもしれませんし、以上かかるかもしれないけれども、これですと、2億円と、これ以上は出しません。いや、余っても出しますという、そういう数字なんでしょうか。すみません。

住民部（谷野栄二部長）

安くなったら当然安くなるわな。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうは2億円を下回った場合、なった場合はその分の金額で応分で負担すると。それをこちらのほう、28条の第2項から第3項にかけて記載しております。変動しますので。それとごみの量も。

委員（是枝綾子議員）

はい、分かりました。委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、増減が生じた場合にはこの、例えば可燃ごみ、一般家庭ごみの2号の3万

5, 000円というものが下がる場合もあるという、そういうことですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい。こちらのほうの3万5, 000円が、例えば3万4, 500円になったりとか、そういうふうになる可能性はございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。その、いうことは分かったんですが、そしたらその解体の工事のときに何かアスベストがちょっとあってとかいうことで、それについては忠岡町のやっぱり財産、持ち物ですので、公共施設でありましたので、それについてのどのぐらいの量があって、どのような処理をしてというふうな、そういった、こういうレベルやったのかという、ちょっと報告はあっていいんじゃないかと思いますが、どうだったんでしょうか。あまりたくさんなかったかな。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

内装に使われてる建材ですね。石綿セメント板というんですけども、そこに含有する建材があったということが調査によって明らかになってございまして、それは法に基づいて適切に処理をしたということでございます。レベルが幾つやったのかというのは今ちょっと資料がございませんけども。

委員（是枝綾子議員）

また後で。

住民部（谷野栄二部長）

はい。一番軽いやつですわ。手ばらしでばらしして、適切に安定型の処分場ですか、持っていけばいいやつですから、それで適切に。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、包装のものにちょっといろいろきちっとせなあかんという、そのレベルではなかったということと、あと屋上って何か書いてあったので、ここに。屋上、壁と言うたけど、屋上と違います。屋上の何か屋根、違うわ、どこや。アスベスト。屋上防水撤去って書いてあるんですね。屋上の防水やったん違うんかなと思うんですけど、ちょっとどっちなんですかねということ。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは屋上の防水槽を撤去したということだと思います。それはアスベストは関係ないかなと思います。

委員（是枝綾子議員）

関係ない。でも。委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

でも、この解体工事工程表には、アスベスト除去という欄に屋上防水撤去って書いてあるけど。2と3だけか。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。書き方はですね、「アスベスト・」、で「屋上防水・」、そして内装材の躯体優先で解体工事を行うということなので、「屋上にある」という書き方ではないですね。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。すみません。委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この、何か表ですね。表にはそのように何か書いてあったので、アスベスト除去というところに屋上防水撤去って書いてあったから、屋上の防水のところにあったのかなと思ったんですが、そうではないと。この表がちょっと間違いであるということですね。すみません、一応確認だけで。

ということで、今いただけなかったら後でも、別に大したことではないのでということで、後でちょっと、そしたらちゃんとしたお答えいただきたいと思います。

あとちょっと、最後ね、簡単なことですけど。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応、その持っていく先が三重中央開発というふうにとっちも、どっちからも議員側からも当局からもあるんだけど、ここにはどこにも書いてないんですけども、この実施協定のところにはね。で、基本計画にも特に書いてなかったの、じゃあ書かれてあるものが特になんですけど、三重中央開発なんですかと。で、途中変わることもあるんですかというところで、そこは忠岡町が指定してるというものではないんですかね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ごみはですね、可燃ごみについては先ほど言われた三重中央開発で行くのかなというふうに思ってまして、それは提案によって示されたものでございます。それで、それ以外の容器包装プラスチックであったりとかいうのは和泉に行ってますので、それは今までどおりなのかなというふうに思っております。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。いうことで、一応三重中央開発というのは企業企画提案書の中にそのように書いてあるというところで、そのままということ、この実施協定ですね、中継施設のとか一般廃棄物の外部委託のこの実施協定には特に書く必要はないということであるということですね。分かりました。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

委員（二家本英生議員）

確認だけなんですけど。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。先ほど2節の調査等のところの10条のところ、土地の調査ってあったんですけど、先ほど何か、クリーンセンターについては土壤汚染の調査をするということをおっしゃってたんですけども、この協定書の中で、この第3項のところに「その責任及び費用負担において本件土地における土壤汚染に関する調査を行うものとする」って書いてるんですけども、これも書いてるだけであって、し尿処理のほうは先ほど「しない」っておっしゃってたんですけども、これはしないという方向でよろしいんですかね。

委員長（前川和也議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

しないという方向です。

以上です。

委員（二家本英生議員）

分かりました。以上です。

委員長（前川和也議員）

北村議長。

議長（北村 孝議員）

すみません、ちょっと確認ですけども、この中間施設、し尿処理の解体の実施協定ですけども、新施設できて委託契約になるということで、その相手先はやっぱり大栄環境さんですよ。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

S P Cになります。

議長（北村 孝議員）

ごめんなさい。S P Cですね。了解です。

もう1点、さっきリスクの部分でやって、物価高騰云々ありましたけども、人件費が一番大きな、いろんな事業をするにしても影響出てくるのかと思いますけど、それで3年なり5年なり、契約期間は分かりませんが、その終了後にいろんなそういうことの話をして、次のまた契約に入っていくということですけども、それは労務単価も含んでですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

当然そうなるかと思えます。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

北村議長。

議長（北村 孝議員）

その労務単価は3年、5年の決められた期間の中では一切値上げというか、そういうのはないということで理解してよろしいんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その契約期間内にですね、上がったから、毎年上げるということはございません。その決められた期間内にはもう変動なしということで。

議長（北村 孝議員）

で、次の段階にということになりますね。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

ありがとうございます。結構です。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

閉会に当たりまして、町長より一言いただきます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりご審議ありがとうございます。何といたっても初めての事業ですし、本町にとっても、また相手方にとっても、また住民の皆様にとっても、しっかりとウィンウィンでいけるような施設で、しっかりと職員とも検討しながら、しっかりとこの施設を前に進めてまいりたいと思いますので、議員皆様方にもご理解とご協力、よろしく願いいたします。閉会に対しましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にご配慮ありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

以上でごみ処理施設調査特別委員会を閉会いたします。

（「午後0時25分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年6月28日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 前川和也

ごみ処理施設調査特別委員会委員 是枝綾子